

令和8年2月12日

議案第22号

## 議案説明資料

上下水道部 水道総務課

### 1 議案名

市原市水道事業給水条例及び市原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 2 提案理由

水道料金を改定し水道事業の経営健全化を図ること等のため、改正しようとするものである

### 3 改正の概要

#### (1) 水道料金の改定

平均改定率18.0%の料金引き上げを行う

#### (2) 給水区域(字)の追加

給水区域の「一部に給水する区域」に、町田と海保を追加する

#### (3) 給水装置工事に関する規定追加

災害その他非常の場合においては、他の水道事業者が指定した工事業者による給水装置工事の施行が可能となるよう規定を追加する

#### (4) 条文の条ずれの修正

地方自治法の改正に伴い、引用する条文を修正する

### 4 施行日

#### (1) 水道料金の改定

令和8年6月1日

#### (2) 給水区域(字)の追加

公布の日

#### (3) 給水装置工事に関する規定追加

公布の日

#### (4) 条文の条ずれの修正

令和8年9月24日

## 1 概要

市原市水道事業(市営水道)では、これまで、同じ行政区域内に併存する県営水道(千葉県企業局)と同一の水道料金(料金体系)を維持しており、長期にわたり料金改定は実施していない。〔前回改定：平成8年〕

このような中、施設の老朽化が進行しているほか、近年の資材価格・人件費等の高騰など水道事業を取り巻く社会情勢が大きく変化し、水道料金についても見直し等が必要な状況となっている。

このため、「市原市水道事業ビジョン」の改定にあわせ、複数の料金改定パターンによる財政シミュレーションを実施するなど、料金制度の検証等を重ねた上で、附属機関である「市原市水道事業運営審議会」へ諮問したところ、平均改定率18.0%の料金引上げについて妥当との答申がなされたところである。〔令和8年1月14日答申〕

については、水道料金を上げるため、料金表を改正するものである。

## 2 条例の改正内容

(1) 対象条例 市原市水道事業給水条例

(2) 改正内容 別表第1の料金表を以下のとおり改正する

### ■基本料金 (1か月・税抜)

口径	改正案	現行	改定額	改定率
小口径	13mm	470円	380円	+90円 23.7%
	20mm	1,103円	890円	+213円 23.9%
大口径	25mm	1,970円	1,590円	+380円 23.9%
	30mm	5,166円	4,170円	+996円 23.9%
	40mm	7,866円	6,350円	+1,516円 23.9%
	50mm	17,837円	14,400円	+3,437円 23.9%
	75mm	41,001円	33,100円	+7,901円 23.9%
	100mm	79,153円	63,900円	+15,253円 23.9%
	150mm	219,993円	177,600円	+42,393円 23.9%

平均改定率(基本料金分) **23.9%**

### ■従量料金 (1か月・税抜)

使用水量	改正案	現行	改定額	改定率
1 ~ 10m <sup>3</sup>	67円	57円	+10円	17.5%
11 ~ 20m <sup>3</sup>	175円	150円	+25円	16.7%
21 ~ 40m <sup>3</sup>	285円	244円	+41円	16.8%
41 ~ 100m <sup>3</sup>	380円	326円	+54円	16.6%
101 ~ 500m <sup>3</sup>	471円	404円	+67円	16.6%
501m <sup>3</sup> ~	514円	441円	+73円	16.6%

平均改定率(従量料金分) **16.8%**



(3) 施行日 令和8年6月1日以後の使用に係る水道料金について適用し、それ以前の使用に係る水道料金については、従前の料金とする

## 3 料金改定による影響 (シミュレーション等)

### ■料金改定に向けた基本的な考え方

運営等に必要の総原価に基づく総括原価方式をはじめ、水道料金等による収支均衡、本市と同様な状況にある県内事業者との比較などを踏まえ、4パターンを試算・検証その結果、平均改定率18.0%の料金引上げが必要と判断【県営水道併存事業者(6市)の標準ケースでの比較平均】【県営水道と同様の料金改定(料金引上げ)】

※口径13mm・水量2.0m<sup>3</sup>/月(令和7年4月現在)

	市原市	2,690円	-
1	習志野市	2,555円	0.950
2	千葉市	2,690円	1.000
3	松戸市	2,761円	1.026
4	成田市	3,278円	1.219
5	白井市	3,883円	1.443
6	印西市	3,960円	1.472
6	事業者平均	3,188円	1.185

### ■今後5年間の給水収益見込み [R8~R12 水道料金収入(税抜)]

	改定前	改定後	平均改定率
小口径	2,839百万円	3,361百万円	18.4%
大口径	1,299百万円	1,523百万円	17.3%
合計	4,138百万円	4,884百万円	18.0%

※当面5年間、年1.4億円から1.5億円程度の収益増予測

※県営水道の料金改定(18.6%)と同一の料金体系であるが、利用者の水量等が異なるため試算の結果、平均改定率は相違

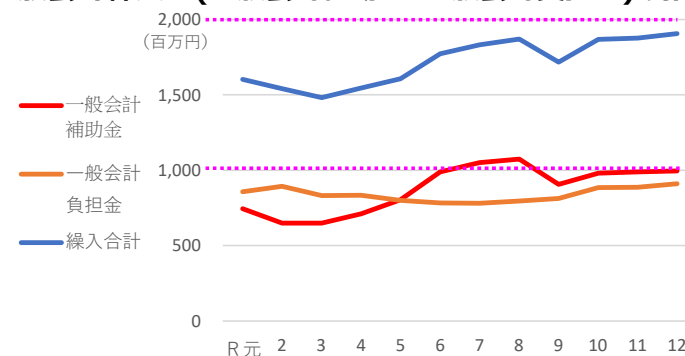
### ■モデルケース別試算 (1か月・税込)

口径	モデルケース	使用量	現行	改定後
小口径	单身	8m <sup>3</sup>	910円	<b>1,100円</b> (+190円、20.9%)
	2人家族	14m <sup>3</sup>	1,700円	<b>2,020円</b> (+320円、18.8%)
	3人家族	20m <sup>3</sup>	2,690円	<b>3,170円</b> (+480円、17.8%)
大口径	3人家族	20m <sup>3</sup>	3,250円	<b>3,870円</b> (+620円、19.1%)
	社会福祉施設	200m <sup>3</sup>	80,580円	<b>94,470円</b> (+13,890円、17.2%)
	ゴルフ場	1,500m <sup>3</sup>	728,430円	<b>851,750円</b> (+123,320円、16.9%)

※市営水道では口径13mmの使用が多い(約68%)

※全国的な比較では(標準的なケース)口径13mm月2.0m<sup>3</sup>使用の想定

### ■一般会計繰入金(一般会計補助金・一般会計負担金)の推移



※令和12年度まで、一般会計補助金を10億円以下に抑制できる見込み(繰入合計も20億円以下)

※当面、現水準と同レベルの繰入を維持できる予測

※今後も「料金制度の検証」について継続的に取り組む

【参考資料】財政シミュレーション

■ 試算パターン設定

①総括原価方式

水道料金算定要領に基づき、事業の維持・運営に必要な総原価（営業費用+資本費用）を算定し、その総額と総収入額を一致させるように水道料金を定める方法

資本費用に、施設の計画的な更新等の原資として資産維持費（対象資産の3%）を含める

平均改定率：258.0%

③県営水道併存団体との比較

市原市と同様に、県営水道が併存する6団体との標準ケースにおける比較平均による方式

令和7年4月現在の比較平均は、1.18倍 平均改定率：18.0%

事業体名	類似区分	水道料金(※)	市原市との比較
市原市	A5	2,690円	-
1 習志野市	A3	2,555円	0.950
2 千葉市	政令市等	2,690円	1.000
3 松戸市	A4	2,761円	1.026
4 成田市	A4	3,278円	1.219
5 白井市	A6	3,883円	1.443
6 印西市	A6	3,960円	1.472
6事業体平均		3,188円	1.185→1.18倍

※水道料金：口径13mm、水量2.0㎡、1ヵ月当たり  
(令和7年4月現在)

◆県営水道が令和8年4月から実施する料金引上げと同様

②水道料金等による収支均衡

市原市水道事業の特性を踏まえ、一般会計補助金（収支不足を補う経営健全化補助金）をゼロとし、収支が均衡するよう改定

また、資産維持費もゼロとする  
平均改定率：150.0%

④県内類似団体(A5)との比較

市原市と同じA5区分に属する県内類似団体5団体との標準ケースにおける比較平均による方式

令和7年4月現在の比較平均は、1.58倍 平均改定率：58.0%

事業体名	類似区分	水道料金(※)	市原市との比較
市原市	A5	2,690円	-
1 八街市	A5	3,970円	1.476
2 いすみ市	A5	4,037円	1.501
3 富里市	A5	4,158円	1.546
4 八匠水道企業団	A5	4,532円	1.685
5 鴨川市	A5	4,565円	1.697
5事業体平均		4,252円	1.581→1.58倍

※水道料金：口径13mm、水量2.0㎡、1ヵ月当たり  
(令和7年4月現在)

■ パターン別比較

◆県営水道と同様の料金引上げ

モデルケース	使用量	パターン① 【現行料金維持】	パターン① 【総括原価方式による算定(資産維持費含む)】	パターン② 【一般会計補助金・資産維持費を無して収支均衡】	パターン④ 【県内類似団体(A5)の比較平均】	パターン③ 【県営水道併存事業体の比較平均】	比較		
							平均改定率	平均改定率	
小口径	13mm 単身	8㎡	910円	3,290円 (+2,380)	2,290円 (+1,380円)	1,450円 (+540円)	1,100円 (+190円)	258.0% (3.58倍)	150.0% (2.50倍)
	13mm 2人家族	14㎡	1,700円	6,100円 (+4,400円)	4,250円 (+2,550円)	2,690円 (+990円)	2,020円 (+320円)	58.0% (1.58倍)	当面の5年間は、一般会計補助金を7億円以下に抑制できる見込み(繰入計16億円以下)
		20㎡	2,690円	9,640円 (+6,950円)	6,730円 (+4,040円)	4,250円 (+1,560円)	3,170円 (+480円)		
大口径	20mm 3人家族	20㎡	3,250円	11,650円 (+8,400円)	8,130円 (+4,880円)	5,140円 (+1,890円)	3,870円 (+620円)	18.0% (1.18倍)	当面の5年間は、一般会計補助金を10億円以下に抑制できる見込み(繰入計20億円以下)
	40mm 社会福祉施設	200㎡	80,580円	288,440円 (+207,860円)	201,450円 (+120,870円)	127,270円 (+46,690円)	94,470円 (+13,890円)		
	75mm ゴルフ場	1,500㎡	728,430円	2,606,760円 (+1,878,330円)	1,820,520円 (+1,092,090円)	1,149,900円 (+421,470円)	851,750円 (+123,320円)		
独立採算の原則(公営企業)		—	◎ 均衡(安定財源)	○ 均衡	× 不均衡	× 不均衡	—	—	
一般会計補助金(繰入金)への影響(増減)		—	◎ 補助金皆減	◎ 補助金皆減	○ 一部縮減	△ 現水準維持	—	—	
新たな総合計画との連動「まちの将来像」「まちづくりの基本戦略」「ランドデザイン」への寄与		—	× 市が目指すまちの実現との整合に課題がある	× 市が目指すまちの実現との整合に課題がある	△ 地域間での経済的安定性に影響	○ 地域の強みを活かした施策や土地利用へ寄与	—	—	
行政サービスの公平性(同一市内での利用者負担)		—	× 市内で差異大	× 市内で差異大	△ 市内で少ない差異	◎ 市内で同一	—	—	
利用者負担増への配慮		—	× 負担大・急増	× 負担大・急増	△ 負担増2倍以下	◎ 負担増少ない	—	—	
総合判定		—	× 水道事業として理想的だが、利用者負担は大き過ぎる	× 水道事業として好ましいが、利用者負担は大き過ぎる	△ 市内同サービスで負担額に少ない差異	○ 現水準の繰入を維持、利用者負担増は少ない	—	—	



※上記に加え、市の基本施策として表流水系施設を整備推進してきたこれまでの経緯、安心安全な市民生活の確保等を総合的に踏まえ判断

料金改定<案>

当面5年間の対応として平均改定率18.0%(パターン③)の料金引上げが必要

【パターン③県営水道併存事業体の標準ケース比較の平均(県営水道と同様の料金引上げ)】

◆今後も「水道事業の持続に向けた料金制度の検証」について継続的に取り組む

類似団体区分(総務省「経営比較分析表」)

現在給水人口規模	区分	千葉県内末端給水事業(令和5年度決算)	
		事業体数	【県営水道併存】 【県営水道との併存無し】
都道府県・指定都市	政令市等	1	千葉市(約4.5万人)
30万人以上	A1	3	千葉県(約308万人)
15万人以上 30万人未満	A2	3	柏市(約41万人)、かずさ水道広域連合企業団(約32万人)
10万人以上 15万人未満	A3	5	佐倉市、流山市、八千代市
5万人以上 10万人未満	A4	7	習志野市 野田市、我孫子市、山武都市広域水道企業団、長生郡市広域市町村圏組合
3万人以上 5万人未満	A5	6	松戸市、成田市 市原市(約4.3万人)
1.5万人以上 3万人未満	A6	6	八街市、いすみ市、富里市、鴨川市、八匠水道企業団
1万人以上 1.5万人未満	A7	2	白井市、印西市 勝浦市、南房総市、酒々井町、長門川水道企業団
5千人以上 1万人未満	A8	4	多古町、東庄町
5千人未満	A9	1	山武市、大多喜町、御宿町、鋸南町
			神崎町

※千葉県営水道が給水(計11市)  
浦安市、市川市、鎌ヶ谷市、船橋市:自治体として水道事業(市営水道)が存在しない

## 1 概要

先般、県企業局から市原市水道事業（市営水道）の給水区域について確認があり、改めて給水区域を精査したところ、「町田及び海保の一部」が市営水道の給水区域に含まれており、条例で定める給水区域から外れていることが判明した。

については、「市原市水道事業給水条例」及び「市原市水道事業の設置等に関する条例」で定める給水区域のうち、「一部に給水する区域」として「町田」及び「海保」を追加するものである。

## 2 条例の改正内容

- (1) 対象条例
- ・市原市水道事業給水条例
  - ・市原市水道事業の設置等に関する条例

- (2) 改正内容 以下の新旧対照表のとおり改正する

### <新旧対照表>

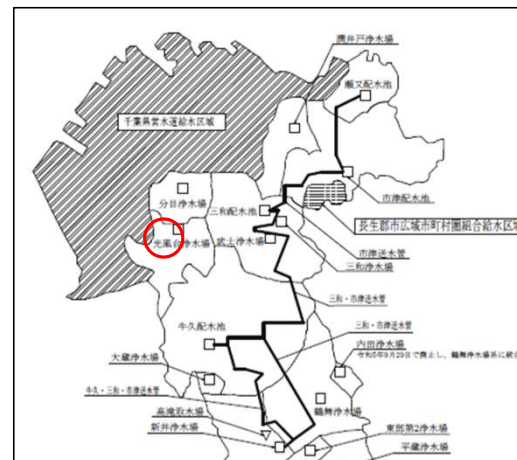
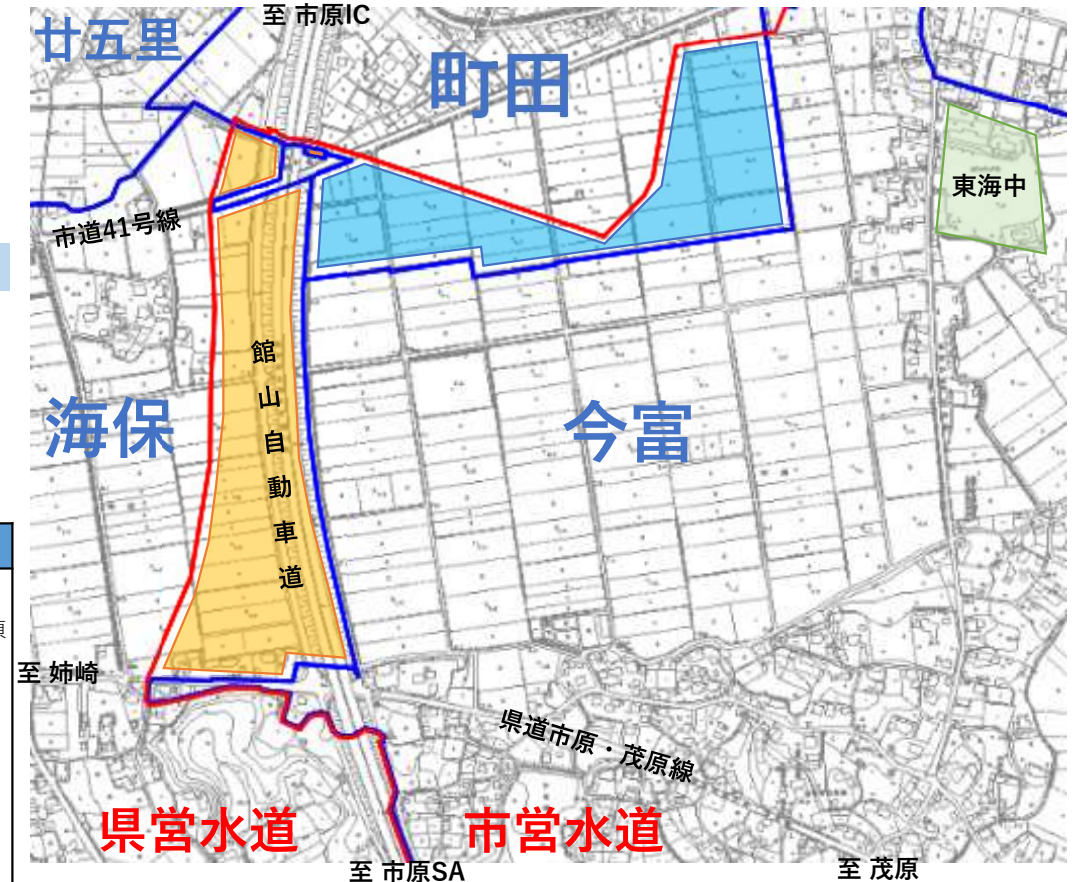
改正案	現行
市原市水道事業給水条例 第1条の2 市原市水道事業の設置等に関する条例 第3条第2項	市原市水道事業給水条例 第1条の2 市原市水道事業の設置等に関する条例 第3条第2項
給水区域は、市原市の次の区域とする。 全域に給水する区域 (省略) 一部に給水する区域 今富、番場、押沼、犬成、大坪、 <b>町田、海保</b>	給水区域は、市原市の次の区域とする。 全域に給水する区域 (省略) 一部に給水する区域 今富、番場、押沼、犬成、大坪

- (3) 施行日 公布の日

## 3 給水区域の改正に伴う影響

- ・昭和50年の市原市水道事業の創設認可（認可区域図）から、当該区域は市営水道の給水区域となっており、本条例改正より新たに区域を拡張するものではなく、給水面積に変更は生じない。
- ・現状、当該区域は人家等が少ない状況であり、また、新規加入（給水申込）の希望はなく、影響は生じていない。

## 4 対象区域



凡例	
	給水区域の境界
	大字界

追加する給水区域	
	町田の一部
	海保の一部

## 1 概要

令和6年1月に発生した能登半島地震では、地元の水道事業者が指定した給水装置工事事業者の確保が困難な状況となり、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水を使用できない状況が長期化する状況が見られた。

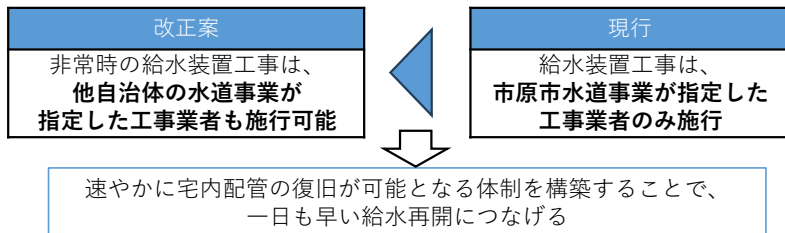
このことを踏まえ、現在、本市水道事業管理者が指定した工事業者のみが施行できる給水装置工事について、災害その他非常の場合においては、他の水道事業者が指定した工事業者による給水装置工事の施行が可能となるよう改正を行うものである。

【参考】R7.4.22 国土交通省による通知  
宅内配管の復旧に対応する業者を確保するため、全国の水道事業者にて条例改正の検討を求める

## 2 条例の改正内容

- (1) 対象条例 市原市水道事業給水条例  
(2) 改正内容 以下の新旧対照表のとおり改正する

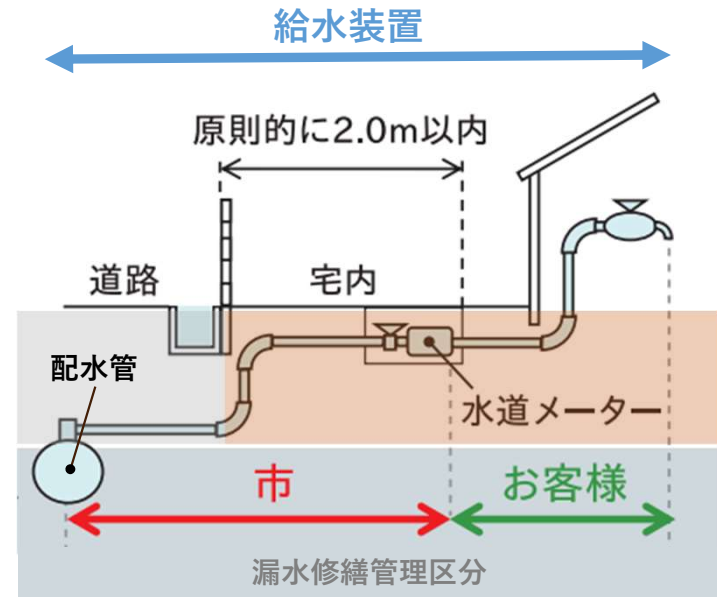
改正案	現行
<p>(工事の施行) 第5条 給水装置の新設等の設計及び工事（法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<b>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</b> (給水装置の基準違反に対する措置等) 第29条（略） 2 管理者は、給水を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者<b>（第5条ただし書の規定により工事を施行した者を含む。）</b>の施行した給水装置の新設等の工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更であるとき又は同項ただし書の規定による確認が行われたときは、この限りでない。</p>	<p>(工事の施行) 第5条 給水装置の新設等の設計及び工事（法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。  (給水装置の基準違反に対する措置等) 第29条（略） 2 管理者は、給水を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の新設等の工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更であるとき又は同項ただし書の規定による確認が行われたときは、この限りでない。</p>



- (3) 施行日 公布の日

## 3 給水装置について

○「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。  
(水道法第3条第9項)



## 市原市水道事業給水条例等の一部改正について④【条文の条ずれの修正】

### 1 概要

地方自治法の改正に伴い、引用する条文を修正するものである

### 2 条例の改正内容

- (1) 対象条例 市原市水道事業の設置等に関する条例  
(2) 改正内容 以下の新旧対照表のとおり改正する

改正案	現行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<b>第243条の2の9第8項</b>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<b>第243条の2第8項</b>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>

- (3) 施行日 令和8年9月24日

市原市水道事業給水条例（昭和56年市原市条例第19号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(給水区域)</p> <p>第1条の2 給水区域は、市原市の次の区域とする。</p> <p>全域に給水する区域</p> <p>豊成、立野、引田、神代、十五沢、小折、西野、柳原、久々津、潤井戸、うるいど南1丁目、うるいど南2丁目、うるいど南3丁目、うるいど南4丁目、うるいど南5丁目、うるいど南6丁目、うるいど南7丁目、下野、永吉、瀬又、中野、高田、高倉、東国吉、金剛地、奈良、古都辺、喜多、大作、勝間、葉木、小田部、荻作、神崎、山之郷飛地、板倉、山倉、福増、海士有木、新生、権現堂、糸久、宮原、分目、浅井小向、相川、新堀、武士、磯ヶ谷、松崎、大桶、新巻、川在、櫃狭、土字、二日市場、山田、安須、高坂、光風台1丁目、光風台2丁目、光風台3丁目、光風台4丁目、光風台5丁目、風戸、中高根、上高根、馬立、上原、南岩崎、寺谷、栢橋、西国吉、佐是、妙香、奉免、牛久、皆吉、金沢、大蔵、岩、藪、中、安久谷、米沢、真ヶ谷、宿、島田、堀越、市場、奥野、水沢、原田、石川、江子田、下矢田、矢田、池和田、鶴舞、田尾、山小川、平蔵、米原、小草畑、外部田、久保、駒込、山口、養老、本郷、高滝、大和田、不入、新井、吉沢、古敷谷、小谷田、平野、大戸、飯給、万田野、柿木台、徳氏、田淵、月出、戸面、朝生原、石神、折津、大久保、国本、月崎、柳川、菅野、石塚、田淵旧日竹</p>	<p>(給水区域)</p> <p>第1条の2 給水区域は、市原市の次の区域とする。</p> <p>全域に給水する区域</p> <p>豊成、立野、引田、神代、十五沢、小折、西野、柳原、久々津、潤井戸、うるいど南1丁目、うるいど南2丁目、うるいど南3丁目、うるいど南4丁目、うるいど南5丁目、うるいど南6丁目、うるいど南7丁目、下野、永吉、瀬又、中野、高田、高倉、東国吉、金剛地、奈良、古都辺、喜多、大作、勝間、葉木、小田部、荻作、神崎、山之郷飛地、板倉、山倉、福増、海士有木、新生、権現堂、糸久、宮原、分目、浅井小向、相川、新堀、武士、磯ヶ谷、松崎、大桶、新巻、川在、櫃狭、土字、二日市場、山田、安須、高坂、光風台1丁目、光風台2丁目、光風台3丁目、光風台4丁目、光風台5丁目、風戸、中高根、上高根、馬立、上原、南岩崎、寺谷、栢橋、西国吉、佐是、妙香、奉免、牛久、皆吉、金沢、大蔵、岩、藪、中、安久谷、米沢、真ヶ谷、宿、島田、堀越、市場、奥野、水沢、原田、石川、江子田、下矢田、矢田、池和田、鶴舞、田尾、山小川、平蔵、米原、小草畑、外部田、久保、駒込、山口、養老、本郷、高滝、大和田、不入、新井、吉沢、古敷谷、小谷田、平野、大戸、飯給、万田野、柿木台、徳氏、田淵、月出、戸面、朝生原、石神、折津、大久保、国本、月崎、柳川、菅野、石塚、田淵旧日竹</p>

一部に給水する区域

今富、番場、押沼、犬成、大坪、町田、海保

(工事の施行)

第5条 給水装置の新設等の設計及び工事（法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(給水装置の基準違反に対する措置等)

第29条 (略)

2 管理者は、給水を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者(第5条ただし書の規定により工事を施行した者を含む。)の施行した給水装置の新設等の工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更であるとき又は同項ただし書の規定による確認が行われたとき

一部に給水する区域

今富、番場、押沼、犬成、大坪

(工事の施行)

第5条 給水装置の新設等の設計及び工事（法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

(給水装置の基準違反に対する措置等)

第29条 (略)

2 管理者は、給水を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の新設等の工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更であるとき又は同項ただし書の規定による確認が行われたときは、この限りでない。

は、この限りでない。

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中市原市水道事業給水条例別表第1の改正規定 令和8年6月1日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の市原市水道事業給水条例(次項において「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後の使用に係る水道料金について適用し、1号施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、1号施行日前から1号施行日以後に引き続く水道使用者の1号施行日以後改正後の条例第20条の規定に基づき最初に算定する水道料金は、使用水量を日々均等に使用したものとみなして算定する。

4 前項の規定により算定した1号施行日前及び1号施行日以後の使用に係る水道料金の額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数金額を切り捨てるものとする。

3 (略)

別表第1（第19条）

料金表			
基本料金		従量料金（1立方メートルにつき）	
口径（ミリメートル）	金額（円）	使用水量	金額（円）
13	<u>470</u>	1立方メートル以上	<u>67</u>
20	<u>1,103</u>	10立方メートル以下	
25	<u>1,970</u>	11立方メートル以上	<u>175</u>
30	<u>5,166</u>	20立方メートル以下	
40	<u>7,866</u>	21立方メートル以上	<u>285</u>
50	<u>17,837</u>	40立方メートル以下	
75	<u>41,001</u>	41立方メートル以上	<u>380</u>
100	<u>79,153</u>	100立方メートル以下	
150	<u>219,993</u>	101立方メートル以上	<u>471</u>
200ミリメートル以上は、 管理者が別に定める。		500立方メートル以下	
		501立方メートル以上	<u>514</u>

別表第1（第19条）

料金表			
基本料金		従量料金（1立方メートルにつき）	
口径（ミリメートル）	金額（円）	使用水量	金額（円）
13	<u>380</u>	1立方メートル以上	<u>57</u>
20	<u>890</u>	10立方メートル以下	
25	<u>1,590</u>	11立方メートル以上	<u>150</u>
30	<u>4,170</u>	20立方メートル以下	
40	<u>6,350</u>	21立方メートル以上	<u>244</u>
50	<u>14,400</u>	40立方メートル以下	
75	<u>33,100</u>	41立方メートル以上	<u>326</u>
100	<u>63,900</u>	100立方メートル以下	
150	<u>177,600</u>	101立方メートル以上	<u>404</u>
200ミリメートル以上は、 管理者が別に定める。		500立方メートル以下	
		501立方メートル以上	<u>441</u>

市原市水道事業の設置等に関する条例（昭和44年市原市条例第18号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 給水区域は、市原市の次の区域とする。</p> <p>全域に給水する区域</p> <p>豊成、立野、引田、神代、十五沢、小折、西野、柳原、久々津、潤井戸、うるいど南1丁目、うるいど南2丁目、うるいど南3丁目、うるいど南4丁目、うるいど南5丁目、うるいど南6丁目、うるいど南7丁目、下野、永吉、瀬又、中野、高田、高倉、東国吉、金剛地、奈良、古都辺、喜多、大作、勝間、葉木、小田部、荻作、神崎、山之郷飛地、板倉、山倉、福増、海士有木、新生、権現堂、糸久、宮原、分目、浅井小向、相川、新堀、武士、磯ヶ谷、松崎、大桶、新巻、川在、櫃狭、土宇、二日市場、山田、安須、高坂、光風台1丁目、光風台2丁目、光風台3丁目、光風台4丁目、光風台5丁目、風戸、中高根、上高根、馬立、上原、南岩崎、寺谷、栢橋、西国吉、佐是、妙香、奉免、牛久、皆吉、金沢、大蔵、岩、藪、中、安久谷、米沢、真ヶ谷、宿、島田、堀越、市場、奥野、水沢、原田、石川、江子田、下矢田、矢田、池和田、鶴舞、田尾、山小川、平蔵、米原、小草畑、外部田、久保、駒込、山口、養老、本郷、高滝、大和田、不入、新井、吉沢、古敷谷、小谷田、平野、大戸、飯給、万田野、柿木台、徳氏、田淵、月出、戸面、朝生原、石神、折津、大久保、国本、月崎、柳川、菅野、石塚、田淵旧日竹</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 給水区域は、市原市の次の区域とする。</p> <p>全域に給水する区域</p> <p>豊成、立野、引田、神代、十五沢、小折、西野、柳原、久々津、潤井戸、うるいど南1丁目、うるいど南2丁目、うるいど南3丁目、うるいど南4丁目、うるいど南5丁目、うるいど南6丁目、うるいど南7丁目、下野、永吉、瀬又、中野、高田、高倉、東国吉、金剛地、奈良、古都辺、喜多、大作、勝間、葉木、小田部、荻作、神崎、山之郷飛地、板倉、山倉、福増、海士有木、新生、権現堂、糸久、宮原、分目、浅井小向、相川、新堀、武士、磯ヶ谷、松崎、大桶、新巻、川在、櫃狭、土宇、二日市場、山田、安須、高坂、光風台1丁目、光風台2丁目、光風台3丁目、光風台4丁目、光風台5丁目、風戸、中高根、上高根、馬立、上原、南岩崎、寺谷、栢橋、西国吉、佐是、妙香、奉免、牛久、皆吉、金沢、大蔵、岩、藪、中、安久谷、米沢、真ヶ谷、宿、島田、堀越、市場、奥野、水沢、原田、石川、江子田、下矢田、矢田、池和田、鶴舞、田尾、山小川、平蔵、米原、小草畑、外部田、久保、駒込、山口、養老、本郷、高滝、大和田、不入、新井、吉沢、古敷谷、小谷田、平野、大戸、飯給、万田野、柿木台、徳氏、田淵、月出、戸面、朝生原、石神、折津、大久保、国本、月崎、柳川、菅野、石塚、田淵旧日竹</p>

一部に給水する区域

今富、番場、押沼、犬成、大坪、町田、海保

3 (略)

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の9第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(2) 第2条中市原市水道事業の設置等に関する条例第8条の改正規定

令和8年9月24日

一部に給水する区域

今富、番場、押沼、犬成、大坪

3 (略)

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。